通所介護・地域密着型通所介護・通所型サービス・「基準チェックシート」

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者職氏名	
備考	

【用語の定義】
法　・・・・介護保険法(平成9年12月17日　号外法律第123号)
令1　・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日　厚生省令第37号)
令2　・・・指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日　厚生労働省令第34号)
通知　・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日　老企第25号)
通知　・・・指定地域密着型サービス等及び指定地域密着型予防サービス等に関する基準について(平成18年3月31日　老計発第0331004号)
条例1・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年札幌市条例第８号)
条例2・・・札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第９号）
要綱　・・・札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年2月3日保健福祉局長決裁）
通所型サービス・・・法第115条の45第2項第1号ロに規定する「第一号通所事業」

※点検事項等は、便宜上、主に通所介護事業について記載しているので、それぞれの事業に応じて用語を適宜読み替えて使用願います。

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
第１　基本方針	指定通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとして行われているか。 （通所型サービスの場合） 指定第１号事業に該当する通所介護相当型サービス及び時間短縮型サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとして行われているか。 ・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 ・運営規程、パンフレット、その他利用者に説明する文書は、法令、規則等に反した内容となっていないか。	適・否 ・非該当 適・否 ・非該当	法第73条第1項 条例1第99条（令1第92条） 条例2第60条の2（令2第19条） 要綱第43条 条例1第115条（第99条準用）（令1第105条の3（第92条準用）） 条例2第60条の20の3（第60条の2準用）（令2第37条の3（第19条準用））	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等
第２ 人員に関する基準 １　従業者の員数	指定通所介護事業者が指定通所介護事業所ごとに置くべき通所介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。		法第74条第1項 条例1第100条（令1第93条第1項） 条例2第60条の3（令2第20条第1項） 要綱第44条	
(1) 生活相談員 ※共生型通所介護を除く。	通所介護の提供を行う時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる生活相談員が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 提供時間数：当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く） 提供時間数に応じて専ら提供に当たる従業者を確保 ：当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（「勤務延時間数」）を提供時間で除してえた数が、基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保すること。 専ら提供に当たる ：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。 生活相談員については、通所介護の単位の数にかかわらず、通所介護事業所における提供時間数に応じた配置が必要となる。 （例1）提供時間数6時間で1単位の場合、6時間の勤務時間数を1名分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要 （例2）午前9時から午後2時、午後1時から午後6時の2単位の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時となり、提供時間数は9時間となることから、従業者の員数にかかわらず9時間の勤務延時間数分の配置が必要	適・否 ・非該当	条例1第100条第1項第1号（令1第93条第1項第1号） 条例2第60条の3第1項第1号（令2第20条第1項第1号） 要綱第44条第1項第1号	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・通所介護記録 ・職員履歴書 ・出勤簿 ・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議録等 ・資格証（写）

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
(1) 生活相談員 ※共生型通所介護を除く。	なお、指定通所介護事業所が、利用者の地域でも暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも、利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、 ①　サービス担当者会議や地域ケア会議に出席する時間 ②　利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認したうえで、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間 ③　地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会福祉法人資源の発掘・活用のための時間 など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものであること。	適・否	平11老企25第3の六の1 (1)の④ 平18老計発第0331004号	
	社会福祉法第19条にいう社会福祉主事の資格を有する者か。 ※社会福祉主事：年齢20歳以上の者であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、下記のいずれかに該当するもの。 ①　学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者、または大学院への入学を認められた者 ②　厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者。 ③　社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士の資格を有する者。	適・否 ・非該当		
	■平成29年3月31日以前からある事業所の経過措置（平成33年3月31日まで）■ 社会福祉主事の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。 「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務したことがあるなど入所者の生活の向上を図るため、適切な相談、援助を行う能力を有すると認められる者をいう。	適・否 ・非該当		
(2) 看護職員 ※共生型通所介護を除く。	指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 指定通所介護の単位：同時に一体的に提供される指定通所介護をいう。 看護職員　：看護師又は准看護師 専ら提供に当たる　：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。	適・否 ・非該当	条例1第100条第1項第2号（令1第93条第1項第2号） 条例2第60条の3第1項第2号（令2第20条第1項第2号） 要綱第44条第1項第2号	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・通所介護記録 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類 ・資格証（写）
	看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はないが、提供時間帯を通じて、指定通所事業所と密接かつ適切な連携を図っているか。 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに、利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて、密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。 密接かつ適切な連携：指定通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること。	適・否 ・非該当	平11老企25第3の六の1(1)の⑥ 平18老計発第0331004号	・業務委託契約書 ・覚書書

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

<table>
<tr><th>点検項目</th><th>点　検　事　項</th><th>点検結果</th><th>根拠法令等</th><th>点検書類等</th></tr>
<tr><td>(3) 介護職員

※共生型通所介護を除く。</td><td>指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が、利用者の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては、１５人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数となっているか。

提供時間数：当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数）
利用者の数：単位ごとの指定通所介護についての利用者の数。実人数。
利用定員：単位ごとの指定通所介護についての利用定員。あらかじめ定めた利用者の数の上限。

利用者：指定通所介護事業者が、通所型サービスに係る指定事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定通所介護又は当該通所型サービスの利用者

利用者：指定通所介護事業者が、第一号通所事業の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同じ事業所で一体的に運営されている場合にあっては、指定通所介護又は第一号通所介護の利用者</td><td>適・否
・非該当</td><td>条例1第100条第1項第3号（令1第93条第1項第3号）
条例2第60条の3第1項第3号（令2第20条第1項第3号）
要綱第44条第1項第3号</td><td>・従業員に関する名簿
・職員勤務表
・職員履歴書
・通所介護記録
・出勤簿
・利用者数がわかる書類
・資格証（写）</td></tr>
<tr><td></td><td>指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の利用者の数を５で除して得た数に１を加えた数となっているか。

（介護職員配置数）
<table><tr><th>単位ごと利用者数</th><th>介護職員配置</th></tr><tr><td>１５人まで</td><td>１人以上</td></tr><tr><td>１６～２０</td><td>２人以上</td></tr><tr><td>２１～２５</td><td>３人以上</td></tr><tr><td>２６～３０</td><td>４人以上</td></tr></table>○利用者数が16人以上の場合
＝１＋（利用者数－１５）÷５（端数切上げ）

（確保すべき介護職員の勤務延時間数）
○利用者が15人までの場合
＝平均提供時間数

○利用者が16人以上の場合
＝１＋（利用者数－１５）÷５×平均提供時間数</td><td>適・否
・非該当</td><td></td><td></td></tr>
</table>

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
(4) 機能訓練指導員 ※共生型通所介護を除く。	１以上になっているか。 なお、機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 ・この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。 （はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。） （利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。）	適・否 適・否	条例1第100条第1項第4号（令1第93条第1項第4号） 条例2第60条の3第1項第4号（令2第20条第1項第4項） 条例1第100条第5項（令1第93条第5項） 第60条の3第第6項（令2第20条第6項） 要綱第44条第1項第4号 平11老企25第3の六の1（3） 平18老計発第0331004号	・従業員に関する名簿 ・職員勤務表 ・職員履歴書 ・通所介護記録 ・出勤簿 ・利用者数がわかる書類 ・資格証（写）
(5) その他 ※共生型通所介護を除く。	生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。 常勤：当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していること。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。	適・否	条例1第100条第6項（令1第93条第6項） 条例2第60条の3第7項（令2第20条第7項） 要綱第44条第7項 平11老企25第二の2(3) 平18老計発第0331004号	・従業者に関する名簿
※地域密着型通所介護・通所型サービスのみ ２　利用定員が１０人以下である場合の従業者の員数	※地域密着型通所介護・通所型サービスのみ 上記第２の１の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上確保されるために必要と認められる数としているか。 ・この場合における生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。	※地域密着型通所介護・通所型サービス等のみ 適・否 ・非該当	条例2第60条の3第3項（令2第20条第3項） 条例2第60条の3第7項（令2第20条第7項） 要綱第44条第2～3項	・利用者に関する名簿 ・利用者数がわかる　書類 ・職員勤務表 ・出勤簿
３　管理者	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に　従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。 （ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）	適・否	条例1第101条（令1第94条） 条例2第60条の4（令2第21条） 平11老企25第3の一の1(3)、第3の六の4(1) 平18老計発第0331004号 要綱第45条	・職員勤務表 ・通所介護記録簿 ・出勤簿

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
※共生型通所介護事業所のみ 人員基準の特例	共生型通所介護を行う関係障害福祉サービス事業所の従業者の員数が、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該障害福祉サービス事業所の利用者の数とした場合に、当該障害福祉サービス事業所として必要とされる数以上であること。 関係障害福祉サービス事業所：指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、 指定自立訓練（生活訓練）事業所、 指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所 （主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ※指定生活介護介護事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型通所介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分５とみなして計算すること。	適・否 ・非該当	条例1第114条第1項（令1第105条の2第1項第1号） 条例2第60条の20の2第1項（令2第37条の2第1項第1号） 平11老企25第三の六の4(1)	
第３　設備に関する基準 ※共生型通所介護を除く。	指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ｛設備については全て現場確認｝ ・食事提供、入浴介助がある場合は厨房設備、浴室が整備されているか。	適・否 適・否 ・非該当	法第74条第2項 条例1第102条第1項（令1第95条第1項） 条例2第60条の5第1項（令2第22条第1項） 要綱第46条第1項	・平面図 ・設備、備品台帳 ・届出・変更届
(1) 食堂及び機能訓練室 ※共生型通所介護を除く。	食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上としているか。 （ただし、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。） ・食堂と機能訓練室の合計面積　：　３㎡×利用定員以上 ・（設備に係る共用）指定通所介護事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定訪問介護事業所の場合は事務室）は共用が可能である。また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。 ただし、指定通所介護の機能訓練室等と、指定通所介護事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。 イ　当該部屋等において、指定通所介護の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。 ロ　指定通所介護の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション等の設備基準を満たすこと。 なお、設備を共用する場合、指定通所介護事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、衛生管理等に一層努めること。	適・否 適・否	条例1第102条第2項第1号（令1第95条第2項第1号） 条例2第60条の5第2項第1号（令2第22条第2項第1号） 要綱第46条第2項第1号	・平面図 ・運営規定

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
(2) 相談室 ※共生型通所介護を除く。	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	適・否	条例1第102条第2項第2号（令1第95条第2項第2号） 条例2第60条の5第2項第2号（令2第22条第2項第2号） 要綱第46条第2項第2号	・平面図
(3) 設備の専用 ※共生型通所介護を除く。	上記に揚げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 （ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。）	適・否	条例1第102条第3項（令1第95条第3項） 条例2第60条の5第3項（令2第22条第3項） 要綱第46条第3項	
(4) 設備を利用した宿泊サービスの提供	利用者に対するサービス提供に支障がない場合で、指定通所介護事業の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）を提供する場合、サービス提供開始前に市長あてに届け出ているか。 ・変更がある場合は10日以内に、休止又は廃止する場合1月前までに届け出るよう努めているか。	適・否 ・非該当	条例1第102条第4項（令1第95条第4項） 条例2第60条の5第4項（令2第22条第4項） 条例1第115条（第102条(4)準用）（令1第105条の3（第95条(4)準用）） 条例2第60条の20の3（第60条の5第4項準用）（令2第37条の3（第22条第4項準用）） 平11老企25第三の六の2(4) 平18老計発第0331004号 要綱第46条第4項	・宿泊ｻｰﾋﾞｽの実施に関する届出書（写）
(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消防法その他の法令等に規定された設備等を確実に設置しているか。	適・否 ・非該当	条例1第102条第1項（令1第95条第1項） 条例2第60条の5第1項（令2第22条第1項） 要綱第46条第1項	
※共生型通所介護事業所のみ 設備基準の特例	共生型通所介護を行う関係障害サービス事業所として満たすべき設備基準を満たしているか。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとするよう配慮しているか。 関係障害サービス事業所：指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、 指定自立訓練（生活訓練）事業所、 指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所 （主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障がい者及び障がい児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障がい者又は障がい児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、パーテーション等の仕切りは、不要であること。	適・否 ・非該当	平11老企25第三の六の4(2)	

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
※共生型通所介護事業所のみ 技術的支援	共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	適・否 ・非該当	条例1第114条第1項（令1第105条の2第1項第2号） 条例2第60条の20の2第1項（令2第37条の2第1項第2号） 平11老企25第三の六の4(3)	
※共生型通所介護事業所のみ その他の留意事項	多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立、自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障がい者及び障がい児に同じ場所で同時に提供しているか。 ※このため、同じ場所において、サービスを時間によって要介護者、障がい者及び障がい児に分けて提供する場合は、共生型サービスとしては認められない。	適・否 ・非該当	平11老企25第三の六の4(6)	
第４　運営に関する基準 １　内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	適・否	法第74条第2項 条例1第113条、第115条（第9条準用）（令1第105条、第105条の3（第8条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第10条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の7準用）） 要綱第56条（第9条準用）	・運営規程 ・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録
	(2) 文書はわかりやすいものとなっているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。 ・利用申込者の同意はどのように得ているか。 重要事項：①　運営規程の概要 ②　従業者の勤務体制 ③　事故発生時の対応 ④　苦情処理の体制 ⑤　提供するサービスの第三者評価の実施状況	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(1)) 平18老計発第0331004号	
２　提供拒否の禁止	指定通所介護事業者は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 （正当な理由とは） ①　当該事業所の現員では対応しきれない。 ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。 ③　適切なサービスを提供することが困難である。	適・否	条例1第113条、第115条（第10条準用）（令1第105条、第105条の3（第9条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第11条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の8準用）） 準用(平11老企25第3の一の3(2)) 平18老計発第0331004号 要綱第56条（第10条準用）	・利用申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
3　サービス提供困難時の対応	指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 ・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第11条準用）（令1第105条、第105条の3（第10条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第12条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の9準用）） 要綱第56条（第11条準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供依頼書
4　受給資格等の確認	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第12条準用）（令1第105条、第105条の3（第11条第1項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第13条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の10第1項準用）） 要綱第56条（第12条準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供票 ・利用者に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めているか。	適・否 ・非該当	法第73条第2項	
5　要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ・必要な援助とは ①　要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②　利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第13条第1項準用）（令1第105条、第105条の3（第12条第1項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第14条第1項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の11第1項準用）） 要綱第56条（第13条第1項準用）	・利用者に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第13条第2項準用）（令1第105条、第105条の3（第12条第2項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第14条第2項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の11第2項準用）） 要綱第56条（第13条第2項準用）	

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
6　心身の状況等の把握	指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況､その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 ・利用者の状況把握の方法はどのように行っているか。（サービス担当者会議、本人・家族との面談等）	適・否	条例1第113条、第115条（第14条準用）（令1第105条、第105条の3（第13条準用）） 条例2第60条の6（令2第23条） 条例2第60条の20の3（第60条の6準用）（令2第37条の3（第23条準用）） 要綱第56条（第14条準用）	・利用者に関する記録 ・居宅介護支援経過 ・ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の要点
7　居宅介護支援事業者等との連携	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第15条第1項準用）（令1第105条、第105条の3（第14条第1項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第16条第1項準用（令2第37条、第37条の3（第3条の13第1項準用）） 要綱第56条（第15条第1項準用）	・情報提供に関する記録 ・指導に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 ・介護の提供の終了に当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第15条第2項準用）（令1第105条、第105条の3（第14条第2項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第16条第2項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の13第2項準用）） 要綱第56条（第15条第2項準用）	
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号（第65条の4各号）のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 「施行規則第64条第一号（第65条の4第一号）イ又はロに該当する利用者」とは、 ②　居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出る。 ③　その居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスを受ける利用者をいう。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第16条準用）（令1第105条、第105条の3（第15条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第17条準用（令2第37条、第37条の3（第3条の14準用）） 要綱第56条（第16条準用）	・利用者の届出書 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2)

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護の提供を行っているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第17条準用）（令1第105条、第105条の3（第16条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第18条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の15準用）） 要綱第56条（第17条準用）	・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書(1)(2) ・週間ｻｰﾋﾞｽ計画表 ・通所介護計画書 ・ｻｰﾋﾞｽ提供票 ・利用者に関する記録
10　居宅サービス計画等の変更の援助	指定通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 ・利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合、法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行っているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第18条準用）（令1第105条、第105条の3（第17条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第19条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の16準用） 要綱第56条（第18条準用）	・ｻｰﾋﾞｽ計画表 ・ｻｰﾋﾞｽ提供票（変更有無の確認） ・業務ﾏﾆｭｱﾙ
11　サービスの提供の記録	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、当該指定通所介護の提供日及び内容、当該指定通所介護について法第41条第6項（法第42条の2第6項）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費等の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第20条第1項準用）（令1第105条、第105条の3（第19条第1項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第21条第1項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の18第1項準用）） 要綱第56条（第20条第1項準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・業務日誌 ・運行、送迎に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、指定通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第20条第2項準用）（令1第105条、第105条の3（第19条第2項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第21条第2項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の18第2項準用）） 要綱第56条（第20条第2項準用）	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
12　利用料等の受領	(1) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 ・１～３割相当の支払いを受けているか。 (2) 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 ｛法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合｝ ・10割相当額の支払いを受けているか。	適・否 ・非該当 適・否 ・非該当	条例1第103条第1･2項（令1第96条第1･2項）、同第115条（第103条第1･2項準用）（令1第105条の3（第96条第1･2項準用）） 条例2第60条の7第1･2項（令2第24条第1･2項）、同第60条の20の3（第60条の7第1･2項準用）（令2第37条の3（第24条8第1･2項準用）） 平11老企25第三の六3(1)①（同第三の一の3(10)①準用） 要綱第47条第1･2項	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・領収証控 ・運営規程（利用料その他の費用の確認）
	(3) 指定通所介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることのできる次の費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ①　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ②　指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 ③　食事の提供に要する費用 　③の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 （平成１７年厚労省告示第４１９号）の定めるところによる。 ④　おむつ代 ⑤　①～④に揚げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 　なお、⑤の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。 （⑤その他の日常生活費） ・　利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用 ・　利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用	適・否	条例1第103条第3項（令1第96条第3項）、同第115条（第103条第3項準用）（令1第105条の3（第96条第3項準用）） 条例2第60条の7第3項（令2第24条第3項）、同第60条の20の3（第60条の7第3項準用）（令2第37条の3（第24条8第3項準用）） 要綱第47条第3～5項 平11老企25第3の六の3（1） 平18老計発第0331004号 平12老企54	・ｻｰﾋﾞｽ提供票、別表 ・車両運行日誌 ・運営規程（実施地域の確認） ・重要事項説明書
	(4) 指定通所介護事業者は、(3) の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否 ・非該当	条例1第103条第5項（令1第96条第5項）、同第115条（第103条第5項準用）（令1第105条の3（第96条第5項準用）） 条例2第60条の7第5項（令2第24条第5項）、同第60条の20の3（第60条の7第5項準用）（令2第37条の3（第24条第5項準用）） 要綱第47条第6項	・説明文書 ・利用申込書 ・同意に関する記録

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
12　利用料等の受領	(5) 指定通所介護事業者は、指定通所介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条、第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付しているか。	適・否	法第41条第8項 法第42条の2第9項	・領収証控
	(6) 指定通所介護事業者は、法第41条第8項、法第42条の2第9項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所介護に要した費用の額とする。）食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ・領収証には費用区分を明確にしているか。 ①　基準により算定した費用の額又は現に要した費用 ②　食事の提供に要した費用 ③　その他の費用（個別の費用ごとの区分）	適・否 ・非該当	施行規則第65条 施行規則第65条の5	
13　保険給付の請求のための証明書の交付	指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第22条準用）（令1第105条、第105条の3（第21条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第23条準用）（令2第37条（第3条の20、第37条の3準用）） 要綱第56条（第22条準用）	・ｻｰﾋﾞｽ提供証明書（控） （介護給付費明細書 代用可）
14　指定通所介護の基本取扱方針	(1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	適・否	条例1第104条第1項（令1第97条第1項）、同第115条（第104条第1項準用）（令1第105条の3（第97条第1項準用）） 条例2第60条の8第1項（令2第25条第1項）、同第60条の20の3（第60条の8第1項準用）（令2第37条の3（第25条第1項準用）） 要綱第57条第1項	・通所介護計画書
	(2) 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 （通所型サービスの場合） 指定通所型サービス事業者は、自らその提供する指定通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。	適・否	条例1第104条第2項（令1第97条第2項）、同第115条（第104条第2項準用）（令1第105条の3（第97条第2項準用）） 法第73条第1項 条例2第60条の8第2項（令2第25条第2項）、同第60条の20の3（第60条の8第2項準用）（令2第37条の3（第25条第2項準用）） 要綱第57条第2項	・通所介護計画書 ・評価を実施した記録

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
14　指定通所介護の基本取扱方針	（通所型サービスの場合） (3) 単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上その他の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、サービスの提供に当っているか。 (4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスの提供に当っているか。 (5) サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけているか。	※通所型サービス等 適・否 ・非該当	要綱第57条第3～5項 条例1第328条第3～5項	
15　指定通所介護の具体的取扱方針	（地域密着型通所介護（共生型を含む）の場合） ①　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。	※地域密着型通所介護 適・否 ・非該当	条例2第60条の9第2号（令2第26条第2号）、同第60条の20の3（第60条の9第2号準用）（令2第37条の3（第26条第2号準用））	・通所介護計画書 ・使用しているﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等 ・研修参加状況等がわかる書類 ・研修受講終了証明書 ・利用者に関する記録 ・相談・助言を記録した書類等
	（地域密着型通所介護（共生型を含む）の場合） ②　指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行なうものとする。	※地域密着型通所介護 適・否 ・非該当	条例2第60条の9第2号（令2第26条第2号）、同第60条の20の3（第60条の9第2号準用）（令2第37条の3（第26条第2号準用））	
	(1) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、（※地域密着型通所介護の場合：漫然かつ画一的にならないように）利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第105条第1号（令1第98条第1号）、同第115条（第105条第1号準用）（令1第105条の3（第98条第1号準用）） 条例2第60条の9第3号（令2第26条第3号）、同第60条の20の3（第60条の9第3号準用）（令2第37条の3（第26条第3号準用））	
	(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第105条第2号（令1第98条第2号）、同第115条（第105条第2号準用）（令1第105条の3（第98条第2号準用）） 条例2第60条の9第4号（令2第26条第4号）、同第60条の20の3（第60条の9第4号準用）（令2第37条の3（第26条第4号準用）） 要綱第58条第7項	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
15　指定通所介護の具体的取扱方針	(3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第105条第3号（令1第98条第3号）、同第115条（第105条第3号準用）（令1第105条の3（第98条第3号準用）） 条例2第60条の9第5号（令2第26条第5号）、同第60条の20の3（第60条の9第5号準用）（令2第37条の3（第26条第5号準用）） 要綱第58条第8項	
	(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供しているか。 特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えているか。 （通所型サービスの場合） ③　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議における情報交換その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境その他の利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第105条第4号（令1第98条第4号）、同第115条（第105条第4号準用）（令1第105条の3（第98条第4号準用）） 条例2第60条の9第6号（令2第26条第6号）、同第60条の20の3（第60条の9第6号準用）（令2第37条の3（第26条第6号準用）） 要綱第58条第1項 条例1第329条第1項	
16　通所介護計画の作成	(1) 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成しているか。 （通所型サービスの場合） ①　管理者は、前項③に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービス計画を作成しているか。 ・計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について 豊富な知識及び経験を有する者（当該事業所の介護支援専門員が望ましい）がとりまとめを行っているか。 ・計画は、サービス提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成しているか。	適・否 ・非該当 適・否 ・非該当	条例1第106条第1項（令1第99条第1項）、同第115条（第106条第1項準用）（令1第104条の3（第99条第1項準用）） 条例2第60条の10第1項（令2第27条第1項）、同第60条の20の3（第60条の10第1項準用）（令2第37条の3（第27条第1準用）） 要綱第58条第2項 条例1第329条第2項	・通所介護計画書 ・計画作成の打ち合せに関する記録 ・居宅ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・利用者に関する記録 ・通所介護計画の提供記録

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
16　通所介護計画の作成	(2) 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 なお、通所介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適・否	条例1第106条第2項（令1第99条第2項）、同第115条（第106条第2項準用）（令1第105条の3（第99条第2項準用）） 条例2第60条の10第2項（令2第27条第2項）、同第60条の20の3（第60条の10第2項準用）（令2第37条の3（第27条第2項準用）） 平11老企25第3の六の3 (3)の③ 要綱第58条第3項	
	(3) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。	適・否	条例1第106条第3項（令1第99条第3項）、同第115条（第106条第3項準用）（令1第105条の3（第99条第3項準用）） 条例2第60条の10第3項（令2第27条第3項）、同第60条の20の3（第60条の10第3項準用）（令2第37条の3（第27条第3項準用）） 平11老企25第3の六の3 (3)の⑤ 要綱第58条第4項	
	(4) 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しているか。	適・否	条例1第106条第4項（令1第99条第4項）、同第115条（第106条第4項準用）（令1第105条の3（第99条第4項準用）） 条例2第60条の10第4項（令2第27条第4項）、同第60条の20の3（第60条の10第4項準用）（令2第37条の3（第27条第4項準用）） 要綱第58条第5項	
	(5) 通所介護従事者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。	適・否	条例1第106条第5項（令1第99条第5項）、同第115条（第106条第5項準用）（令1第105条の3（第99条第5項準用）） 条例2第60条の10第5項（令2第27条第5項）、同第60条の20の3（第60条の10第5項準用）（令2第37条の3（第27条第5項準用）） 平11老企25第三の六の3 (3)の⑥ （同第三の一の3(13)の⑥準用） 平18老計発第0331004号 要綱第56条（第39条準用）	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
	(6)　札幌市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等に関する条例第16条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画その他の札幌市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する条例において位置付けられている計画の提出を求めること」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から、通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該通所介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	適・否 ・非該当	平11老企25第三の六の3 (3)の⑥ （同第三の一の3(13)の⑥準用） 平18老計発第0331004号	・通所介護計画の提供記録
17　通所型サービスのみ 具体的取扱い／留意点	（通所型サービスの場合） (1) 管理者は、サービスの提供の開始時から、少なくとも１月に１回は、当該通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該指定通所型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定第１号介護予防支援事業受託者に報告するとともに、当該通所型サービス計画に記載した提供期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行っているか。 (2) 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該指定通所型サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定第１号介護予防支援事業受託者に報告しているか。 (3) 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービス計画の変更を行っているか。 (4) サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行っているか。 ・サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、指定通所型サービス　の提供による改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟に行うよう努めること。 ・事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提　供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとす　ること。 (5) 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次項に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。	※通所型サービス等 適・否 ・非該当 適・否 ・非該当 適・否 ・非該当 適・否 ・非該当 適・否 ・非該当	要綱第58条第9項 条例1第329条第9～11項 要綱第59条 条例1第329条第9～11項	・通所型サービス計画　書 ・第１号介護予防支援事業受託者への報告等に関する記録 ・介護予防ｻｰﾋﾞｽ計画書 ・利用者に関する記録（モニタリング等）

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
18　安全管理体制等の確保 （通所型サービスの規定）	(1) サービスの提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師に連絡できるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。 (2) 転倒等を防止するための環境整備に努めているか。 (3) 事前に脈拍、血圧等を測定する等により利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な内容とするよう努めているか。 (4) サービスの提供を行っている時においても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じているか。	適・否 ・非該当 適・否 ・非該当 適・否 ・非該当 適・否 ・非該当	要綱第60条 条例1第331条	・連絡体制に関する書類 ・緊急時マニュアル ・利用者に関する記録 ・緊急対応記録簿
19　利用者に関する市町村への通知	指定通所介護事業者は、指定通所介護を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①　正当な理由なしに指定通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第27条準用）（令1第105条、第105条の3（第26条準用）） 条例2第60条の20、同第60条の20の3（第29条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の26準用）） 要綱第56条（第24条準用）	・市町村に送付した通知に係る記録
20　緊急時等の対応	通所介護従業者は、現に指定通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 ・緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。	適・否 ・非該当 適・否	条例1第113条、第115条（第28条準用）（令1第105条、第105条の3（第27条準用）） 条例2第60条の20、同第60条の20の3（第54条準用）（令2第37条、第37条の3（第12条準用） 要綱第56条（第25条準用）	・運営規程 ・連絡体制に関する書類 ・緊急対応記録簿
21　管理者の責務	(1) 指定通所介護事業所の管理者は、指定通所介護事業所の従業者の管理及び指定通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定通所介護事業所の管理者は、当該指定通所介護事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否 適・否	条例1第113条、第115条（第56条第1項準用）（令1第105条、第105条の3（第52条第1項準用）） 条例2第60条の11第1項（令2第28条第1項）、同第60条の20の3（第60条の11第1項準用）（令2第37条の3（第28条第1項準用） 条例1第113条、第115条（第56条第2項準用）（令1第105条、第105条の3（第52条第2項準用）） 条例2第60条の11第2項（令2第28条第2項）、同第60条の20の3（第60条の11第2項準用）（令2第37条の3（第28条第2項準用） 要綱第48条	・組織規程等 ・業務日誌等

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
22　運営規程	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。 ①　事業の目的及び運営の方針 ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 ③　営業日及び営業時間 ④　指定通所介護の利用定員 ⑤　指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥　通常の事業の実施地域 ⑦　サービス利用に当たっての留意事項 ⑧　緊急時等における対応方法 ⑨　非常災害対策 ⑩　虐待の防止のための措置　※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり) ⑪　その他運営に関する重要事項 ・①～⑪の内容は適正か。	適・否	条例1第107条（令1第100条）、同第115条（第107条準用）（令1第105条の3（第100条準用）） 条例2第60条の12（令2第29条）、同第60条の20の3（第60条の12準用）（令2第37条の3（第29条準用） 要綱第49条	・運営規程
23　勤務体制の確保等	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適・否	条例1第108条第1項（令1第101条第1項）、同第115条（第108条第1項準用）（令1第105条の3（第101条第1項準用）） 条例2第60条の13第1項（令2第30条第1項）、同第60条の20の3（第60条の13第1項準用）（令2第37条の3（第30条第1項準用） 要綱第50条第1項	・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・勤務時間が確認できる書類 ・業務委託契約書
	(2) 指定通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	適・否	平11老企25第3の六の3 (5)の① 平18老計発第0331004号	
	(3) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従事者によって指定通所介護を提供しているか。 （ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない（調理、洗濯等））。 ・業務委託を行っている場合は、その内容は適切か。（調理、洗濯、清掃、その他）	適・否 ・非該当	条例1第108条第2項（令1第101条第2項）、同第115条（第108条第2項準用）（令1第105条の3（第101条第2項準用）） 条例2第60条の13第2項（令2第30条第2項）、同第60条の20の3（第60条の13第2項準用）（令2第37条の3（第30条第2項準用） 要綱第50条第2項	
	(4) 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 ・全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり)	適・否 ・非該当	条例1第108条第3項（令1第101条第3項）、同第115条（第108条第3項準用）（令1第105条の3（第101条第3項準用）） 条例2第60条の13第3項（令2第30条第3項）、同第60条の20の3（第60条の13第3項準用）（令2第37条の3（第30条第3項準用） 要綱第50条第3項	・研修受講修了証明書 ・研修計画 ・出張命令 ・研修会資料

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
	(5) 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保するために、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な単位を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化及びその他必要な措置を講じているか。	適・否 ・非該当	条例1第108条第4項（令1第101条第4項）、同第115条（第108条第4項準用）（令1第105条の3（第101条第4項準用）） 条例2第60条の13第4項（令2第30条第4項）、同第60条の20の3（第60条の13第4項準用）（令2第37条の3（第30条第4項準用） 要綱第50条第4項	・ハラスメント防止にかかる方針
24　業務継続計画の策定等 （令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり）	(1) 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。	適・否 ・非該当	条例1第113条（第32条の2準用）（令1第105条（第30条の2準用））、同第115条（第32条の2準用）（令1第105条の3（第30条の2準用）） 条例2第60条の20（第33条の2準用）（令2第37条（第3条の30の2））、同第60条の20の3（第33条の2準用）（令2第37条の3（第3条30の2準用） 要綱第56条（第29条の2準用）	・業務継続計画書 ・研修計画等
	(2) 事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施しているか。	適・否 ・非該当		
	(3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否 ・非該当		
25　定員の遵守	指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っていないか。 （ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。） （共生型サービスの場合）利用定員は、共生型通所介護の指定を受ける障害サービス事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限をいい、要介護者の数と障がい児者との合計数で利用定員を定めているか。 【例】利用定員20人の場合、日によって要介護者10人・障がい者10人でも、要介護者5人・障がい者15人でも可。	適・否 適・否 ・非該当	条例1第109条（令1第102条）、同第115条（第109条準用）（令1第105条の3（第102条準用）） 条例2第60条の14（令2第31条）、同第60条の20の3（第60条の14準用）（令2第37条の3（第31条準用） 平11老企25第3の六の4(4) 要綱第51条	・利用者名簿 ・運営規程
26　非常災害対策	(1) 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあってはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	適・否	条例1第110条（令1第103条）、同第115条（第110条準用）（令1第105条の3（第103条準用）） 条例2同第60条の15（令2第32条）、第60条の20の3（第60条の15準用）（令2第37条の3（第32条準用） 平11老企25第3の六の3(6) 平18老計発第0331004号 要綱第52条	・消防計画 （消防計画に準ずる計画） ・訓練記録 ・風水害等に対処するための防災計画

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
26　非常災害対策	(2) 指定通所介護事業者は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	適・否	条例1第110条（令1第103条）、同第115条（第110条準用）（令1第105条の3（第103条準用）） 条例2同第60条の15（令2第32条）、第60条の20の3（第60条の15準用）（令2第37条の3（第32条準用） 平11老企25第3の六の3(6) 平18老計発第0331004号 要綱第52条	・消防計画 （消防計画に準ずる計画） ・訓練記録 ・風水害等に対処するための防災計画
27　衛生管理等	(1) 調理及び配膳に伴う衛生は、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適・否 ・非該当		・受水槽の清掃記録 ・衛生ﾏﾆｭｱﾙ等 ・食中毒防止等の研修記録簿 ・保健所の指導等に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適・否 ・非該当	条例1第111条第1項（令第104条第1項）、同第115条（第111条第1項準用）（令1第105条の3（第104条第1項準用）） 条例2第60条の16第1項（令2第33条第1項）、同第60条の20の3（第60条の16準用）（令2第37条の3（第33条第1項準用） 要綱第53条第1項	
	(3) 指定通所介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ①当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。 ②当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ※(令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり)	適・否	条例1第111条第2項（令1第104条第2項）、同第115条（第111条第2項準用）（令1第105条の3（第104条第2項準用）） 条例2第60条の16第2項（令2第33条第2項）、同第60条の20の3（第60条の16準用）（令2第37条の3（第33条第2項準用） 平11老企25第3の六の3 (7)の①③ 平18老計発第0331004号 要綱第53条第2項	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
28　地域との連携等	※地域密着型通所介護（共生型含む）のみ (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用にちて当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下、運営推進会議という）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	適・否 ・非該当	条例1第111条の2（令1第104条の2）、同第115条（第111条の２準用）（令1第105条の3（第104条の2準用）） 条例2第60条の17（令2第34条）、同第60条の20の3（第60条の17準用）（令2第37条の3（第34条準用） 要綱第53条の2	・運営推進会議議事録 ・苦情に関する記録
	※地域密着型通所介護（共生型含む）のみ (2) 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	適・否 ・非該当		
	(3) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。	適・否 ・非該当		
	(4) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たって、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が当該利用者に対する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否 ・非該当		
	(5) 指定通所介護事業者は、当該事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めているか。	適・否 ・非該当		

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
29　掲示	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 ・掲示事項の内容は、届け出ている内容や実態に相違していないか。 （書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることも可。）	適・否	条例1第113条、第115条（第34条準用）（令1第105条、第105条の3（第32条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第35条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の32準用）） 要綱第56条（第31条準用）	・掲示物
30　秘密保持等	(1) 指定通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば誓約書を取り、違約金について定めをおくなど雇用時の取り決め等を行っているか）。	適・否	条例1第113条、第115条（第35条第1項準用）（令1第105条、第105条の3（第33条第1項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第36条第1項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の33第1項準用）） 要綱第56条（第32条第1項準用）	・就業時の取り決め等の記録（秘密保持の誓約書など） ・利用者及び家族の同意書 ・実際に使用された文書等（会議資料等）
	(2) 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第35条第2項準用）（令1第105条、第105条の3（第33条第2項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第36条第2項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の33第2項準用）） 要綱第56条（第32条第2項準用）	
	(3) 指定通所介護業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ・利用者(家族)に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。 ・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。	適・否 適・否	条例1第113条、第115条（第35、第105条の3条第3項準用）（令1第105条（第33条第3項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第36条第3項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の33第3項準用）） 要綱第56条（第32条第3項準用）	
31　広告	指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 ・広告の内容が施設の概要や運営規程と異なる点はないか。	適・否 ・非該当	条例1第113条、第115条（第36条準用）（令1第105条、第105条の3（第34条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第37条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の34準用）） 要綱第56条（第33条準用）	・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等 ・ﾎﾟｽﾀｰ等 ・広告

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
32　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否	条例1第113条、第115条（第37条準用）（令1第105条、第105条の3（第35条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第38条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の35準用）） 要綱第56条（第34条準用）	
33　苦情処理	(1) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。 ・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。	適・否 適・否	条例1第113条、第115条（第38条第1項準用）（令1第105条、第105条の3（第36条第1項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第39条第1項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の36第1項準用）） 準用(平11老企25第3の一の3(23)の①) 平18老計発第0331004号 要綱第56条（第35条第1項準用）	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第38条第2項準用）（令1第105条、第105条の3（第36条第2項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第39条第2項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の36第2項準用）） 要綱第56条（第35条第2項準用）	
	(3) 指定通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適・否	準用(平11老企25第3の一の3(23)の②) 平18老計発第0331004号	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
33　苦情処理	(4) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 ・非該当	条例第113条、第115条（第38条第3項準用）（令1第105条、第105条の3（第36条第3項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第39条第3項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の36第3項準用）） 要綱第56条（第35条第3項準用）	・運営規程 ・掲示物 ・苦情に関する記録 ・指導等に関する記録
	(5) 指定通所介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善内容を市町村に報告しているか。	適・否 ・非該当	条例第113条、第115条（第38条第4項準用）（令1第105条、第105条の3（第36条第4項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第39条第4項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の36第4項準用）） 要綱第56条（第35条第4項準用）	
	(6) 指定通所介護事業者は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号 の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否 ・非該当	条例第113条、第115条（第38条第5項準用）（令1第105条、第105条の3（第36条第5項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第39条第5項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の36第5項準用））	
	(7) 指定通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否 ・非該当	条例第113条、第115条（第38条第6項準用）（令第105条、第105条の3（第36条第6項準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第39条第6項準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の36第6項準用））	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
34　事故発生時の対応	(1) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 ※札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱　参照	適・否 ・非該当	条例1第111条の3第1項（令1第104条の3第1項）、同第115条（第111条の3第1項準用）（令1第105条の3（第104条の3第1項準用）） 条例2第60条の18第1項（令2第35条第1項）、同第60条の20の3（第60条の18第1項準用）（令2第37条の3（第35条第1項準用） 要綱第54条第1項	・事故対応ﾏﾆｭｱﾙ ・事故記録
	(2) 指定通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。	適・否 ・非該当	条例1第111条の3第2項（令1第104条の3第2項）、同第115条（第111条の3第2項準用）（令1第105条の3（第104条の3第2項準用）） 条例2第60条の18第2項（令2第35条第2項）、同第60条の20の3（第60条の18第2項準用）（令2第37条の3（第35条第2項準用） 要綱第54条第2項	
	(3) 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第111条の3第3項（令1第104条の3第3項）、同第115条（第111条の3第3項準用）（令1第105条の3（第104条の3第3項準用）） 条例2第60条の18第3項（令2第35条第3項）、同第60条の20の3（第60条の18第3項準用）（令2第37条の3（第35条第3項準用） 要綱第54条第3項	
	(4) 指定通所介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否 ・非該当	準用(平11老企25第3の一の3(25)の③) 平18老計発第0331004号	
	(5) 夜間及び深夜において、指定通所介護以外のサービス（宿泊サービス）の提供により、事故が発生した場合は、上記（1）から（4）と同様の対応を行っているか。	適・否 ・非該当	条例1第111条の3第4項(令1第104条の3第4項）、同第115条（第111条の3第4項準用）（令1第105条の3（第104条の3第4項準用）） 条例2第60条の18第4項（令2第35条第4項）、同第60条の20の3（第60条の18第4項準用）（令2第37条の3（第35条第4項準用） 要綱第54条第4項	

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
35　虐待の防止（令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり）	事業所は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じているか。 (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図っているか。	適・否	条例1第113条（第40条の2準用）（令1第105条（第37条の2準用））、同第115条（第40条の2準用）（令1第105条の3（第37条の2準用）） 条例2第60条の20（第41条の2準用）（令2第37条（第3条の38の2））、同第60条の20の3（第41条の2準用）（令2第37条の3（第3条38の2準用） 要綱第56条（第37条の2準用）	・委員会開催記録等 ・虐待防止のための指針 ・研修の計画書及び記録
	(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備しているか。	適・否		
	(3) 事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しているか。	適・否		
	(4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	適・否		
36　会計の区分	(1) 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	条例1第113条、第115条（第41条準用）（令1第105条、第105条の3（第38条準用）） 条例2第60条の20、第60条の20の3（第42条準用）（令2第37条、第37条の3（第3条の39準用）） 要綱第56条（第38条準用）	・会計関係書類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否	平13老振18	
37　記録の整備	(1) 指定通所介護事業者は、条例第112条第2項((2)の①～⑥)に定めるほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	条例1第112条第1項（令1第104条の3第1項）、同第115条（第112条第1項準用）（令1第105条の3（第104条の3第1項準用）） 条例2第60条の19第1項（令2第36条第1項）、同第60条の20の3（第60条の19第1項準用）（令2第37条の3（第36条第1項準用） 要綱第55条第1項	・従業者に関する名簿 ・設備・備品台帳 ・会計関係書類 ・各種保存書類 ・通所介護計画書 ・ｻｰﾋﾞｽ提供証明書 ・市町村への通知に係る記録 ・苦情に関する記録 ・事故記録
	(2) 指定通所介護事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ①　通所介護計画 ②　条例第20条第2項(令1第19条第2項、令2第3条の18第2項)の規定を準用する提供した具体的なサービス内容等の記録 ③　条例第27条（令1第26条、令2第3条の26）の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ④　条例第38条第2項(令1第36条第2項、令2第3条の36第2項)の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑤　条例第40条第2項(令1第37条第2項、令2第3条の38第2項)の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥　通所介護従業者の勤務体制及び実績に関する記録	適・否	条例1第112条第2項（令1第104条の3第2項）、同第115条（第112条第2項準用）（令1第105条の3（第104条の3第2項準用）） 条例2第60条の19第2項（令2第36条第2項）、同第60条の20の3（第60条の19第2項準用）（令2第37条の3（第36条第2項準用） 要綱第55条第2項	

通所介護事業等「基準チェックシート」　※「通所介護」等の用語は各事業に応じて適宜読み替えること。「通所型サービス」にはH30.3までの介護予防通所介護を含む。

点検項目	点　検　事　項	点検結果	根拠法令等	点検書類等
37　記録の整備	(3)　(2)の①～⑥の書類について、以下の期間保存しているか。 ①(2)の①、②及び⑥については、当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日 ②(2)の③から⑤までについては、その完結の日から２年を経過した日まで	適・否	条例1第112条第3項（令1第104条の3第3項）、同第115条（第112条第3項準用）（令1第105条の3（第104条の3第3項準用）） 条例2第60条の19第3項（令2第36条第2項）、同第60条の20の3（第60条の19第3項準用）（令2第37条の3（第36条第3項準用） 要綱第55条第3項	